

議案第27号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の廃止について

次のとおり三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年3月6日

三朝町長 吉田秀光

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例を廃止する条例

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例（昭和57年三朝町条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。